

で、美祢市を訪れる方にも感動を与えることができ、ひいてはジオツーリズムなどの観光に活用し地域振興を図ることができます。地域が豊かになれば、地域の遺産をよりよく保全することができます。

ジオパーク活動が目指すところは、この一連のサイクルが持続する社会を構築することにあります。

このため、これまで市民を対象にしたセミナー、ガイドの育成セミナー、ジオパークモニターツアーの開催、ジオパーク協議会だよりの発行、小中学校、高校教育への地質遺産の体験学習や環境保全活動の活用、市民ボランティアによる保全活動などの取組みを行って参りました。

平成 25 年度も、ジオパーク推進協議会を中心に、ジオパーク活動の推進を加速化して参ります。

まず、日本ジオパーク認定の申請を行います。書類審査の後、私自身が審査会においてプレゼンテーションを行い、さらには現地審査を経て適否が判定されることとなりますが、この対応に全力を挙げて取り組みます。

併せて、検定の実施、インタープリター（解説者）講習会・ガイド育成セミナーの開催、近隣のジオパークでのツアー体験などの人財育成、市民ボランティアの募集により実施する山焼きなどの環境保全活動に取組んで参ります。

また、啓発幟・横断幕の設置、説明板・誘導板の設置、小中学校を対象にしたジオパーク活動の教育などの普及啓発活動、ジオツアーの企画・運営、協議会独自のホームページの開設、ガイドマップ・リーフレットの作成などの交流の拡大・情報発信の拡大の取組みを行って参ります。

そのほか銅山まつり・秋吉台カルストウォークなどのジオサイトを活用したイベントの開催、ジオメニュー（地域の特産品を使用した商品）の認証制度の構築などに取組みます。

日本ジオパーク、さらには世界ジオパークに認定されるためには、協

議会が中心になって市民が一体となった取組みが必要不可欠となります。

また、一度認定されたら終わりということではなく、4年ごとに審査がありますので、継続してジオパーク活動に取組むことが重要になって参ります。

ジオパーク活動の推進は、ひとつくりに地域振興、また、地域の一体感の醸成に大きな効果を及ぼすものと確信しております。

先に申し上げましたとおり、これら三つの重要施策、トリプルエンジン一つひとつそれぞれでも大きな力をもっていますが、これらを束ねて相互リンクさせることでトリプルエンジンは、より大きな力を発揮するものと考えておりますので、議員の皆様、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



四 市制施行5周年 記念事業

最後に市制施行5周年記念事業についてであります。

4月 27 日に市制施行5周年記念式典を行い、このなかで、元プロ野球選手の桑田真澄氏に「夢への挑戦、そして実現へ」と題して特別講演をお願いしています。

また、小中学生の夢を育む「子ども夢講座」・「子ども芸術鑑賞」の開催、「美祢の民話・伝説・伝記集」の発行、平成 26 年に美祢市で開催する「東大寺サミット」を盛り上げるため、大仏のキャラクターの着ぐるみ作成及び愛称の募集、矯正

施設と地域との盆踊りによる交流の拡充を行います。

先ほど述べました台湾南投縣水里郷との交流、台湾物産展の開催も記念事業として実施いたします。

そのほか、既存の事業、イベントも5周年の冠をつけて内容も充実させ、盛大に行いますので、市民の皆様のご協力、また、積極的なご参画をよろしくお願いいたします。

今後とも、総合計画に定める基本理念である「市民が『夢・希望・誇り』をもって暮らす交流拠点都市美祢市」の実現に向けて、粉骨砕身、市政運営に力を注いで参る所存であります。市議会並びに市民の皆様のお一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、平成 25 年度の施政方針といたします。



Spring 美祿 2nd

Spring 美祿とは、地域性を活かした特色ある取り組みにより、地域が跳ね上がるスプリングのように未来へ向かって飛躍を遂げるまちづくりを行うことを応援するものです。

Spring 美祿の一環として行う支援型まちづくり事業を募集します。

1 地域力発揮まちづくり創生交付金

市民活動団体及び地域住民組織が提案する公共性及び公益性の高い「新たなまちづくり活動」に対して支援を行います。なお、事業の採択については審査会による審査を経て決定します。

<市民発チャレンジまちづくり事業>(団体支援)

- **対象団体** 5人以上で構成され、その過半数が市内に在住している市民団体又はグループ等
- **事業の基準** 人材・組織育成事業、情報発信事業、交流事業、社会実験事業、イベント開催事業等、まちづくりを目的としているもの。
- **支援内容** 活動の継続を条件として、1団体50万円を上限として事業費の5分の4を交付します。交付金の交付は、年度中1回限りとし、翌年度同じ事業を申請し、採択された場合は、翌年度交付割合を5分の2とし、翌々年度以降の交付は行いません。

<地域発提案型まちづくり事業>(地域支援)

- **対象地域** 行政区で構成される地域
例) 行政区単位、大字単位、その他地縁等で結びついた地域
※重複しての申請はできません。
- **事業の基準** 地域の活性化や地域課題の解決に向け、不特定多数の市民の利益や社会的利益の向上のために、自主的かつ自発的に取り組むまちづくりに資するもの。
- **支援内容** まちづくり事業活動の継続を条件として、地域性のある事業に対し行政区あたり50万円を限度に1地域最大100万円を上限として事業費の5分の4を交付します。また、年度中1地域1回限りとし、翌年度同じ事業を申請し、採択された場合は、翌年度交付割合を5分の2とし、翌々年度以降の交付は行いません。

●応募について

- **応募期間** 4月1日(月)～6月28日(金)
- **募集団体数** 市内全域3件
- **募集地域数** 市内全域2件
- **応募に必要な書類**
 - ①地域力発揮まちづくり創生交付金申請書
 - ②事業計画書
 - ③事業収支予算書
 - ④構成員名簿
 - ⑤規約・会則等(行政区の場合は不要)
 - ⑥その他交付金の交付に関し参考となる書類等

2 ふるさと応援未来創造交付金

地域の活性化によるふるさとづくりや、課題解決のため地域の目指す姿を地域全体で考え、ビジョンを示す「ふるさと創造プラン」の策定を支援するとともに、プランの実現のために実施する事業に対しても支援を行います。

- **対象地域** 世帯数が19以下で、かつ高齢化率が高い行政区を含む複数の行政区で構成された地域。
- **対象事業**
 - ・ふるさと創造プランの策定事業
 - ・ふるさと創造プランに基づき、実施する事業
- **事業の基準**
 - ・未来に向けたふるさととの創造につながるもの。
 - ・不特定多数の者、地域若しくは市全体の利益につながる公益的なもの。
 - ・既存の事業や他の制度で実現可能な事業については、新たな発想や企画が加わることで、事業の成果が拡充されると判断できるもの。

●応募について

- **応募期間** 4月1日(月)～6月28日(金)
- **募集団体数** 市内全域2件
- **応募に必要な書類**
 - ①申請書 ※下記のうちいずれか
 - ㊦申請地域の自治会長名
 - ㊧申請地域の全ての区長名
 - ㊨申請地域を母体とする協議会の会長名
 - ②申請団体の規約があれば、その写し



申請書の様式は、企画政策課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

申請・問合せ先

企画政策課 ☎0837(52)1112 | 美東総合支所総合窓口課 ☎08396(2)5000 | 秋芳総合支所総合窓口課 ☎0837(62)1912